

## 応募要項

### (1) 懸賞金の交付の対象とする課題

#### ・懸賞広告の件名

「NEDO 懸賞金活用型プログラム／“NEDO Challenge, Beauty Visionary Awards, 化粧品業界の未来を切り拓く研究開発を表彰！”」

#### ・課題名

化粧品産業の持続可能性に係る問題解決に向けた研究開発

#### ・課題の内容

経済産業省にて策定した「化粧品産業ビジョン (Cosmetics Vision 2021)」及び同省が 2025 年 12 月に設置した「化粧品産業競争力強化検討会」において議論がなされているとおり、我が国の化粧品産業の持続可能性を向上させるためには、国内市場のみならず、巨大かつ成長を続ける国際市場への製品展開が不可欠です。2025 年現在、化粧品産業の世界市場は約 70 兆円規模に達しており、アジア新興国を中心とした需要拡大を背景に、年率 4～6% 程度の成長を継続しています（「化粧品製造業をめぐる状況」、経済産業省、2025 年）。一方、我が国の化粧品市場は成熟段階にあり、回復傾向を示しているものの、人口減少・高齢化等の構造制約を背景として、中長期的には市場規模の拡大が限定的となることを見込まれています。

また、我が国化粧品の輸出額は 2021 年に過去最高水準に達した後、2022 年以降は減少局面に転じており、世界市場が拡大を続ける中で、国際市場における競争力の相対的な位置付けを向上させることが困難な状況にあります（「化粧品の輸出入」、日本化粧品工業会、2025 年）。このため、我が国の化粧品産業が国際市場における競争優位性を確保していくためには、研究開発力を基盤とした革新的な技術の創出に加え、国際規制や市場動向への対応力を高めるための機能整備が重要な課題となっています。

とりわけ、安全性評価技術や国際規制対応に関する取組は、個別企業による対応には限界がある領域であり、産業全体の国際競争力向上に資する共通基盤的な研究開発や機能整備が求められています。一方、化粧品原料・素材の開発については、多様な主体による創意工夫と競争的な取組を通じて革新が生まれる分野であり、競争を促進する仕組みを通じた技術創出が重要であると考えられます。

本プログラムでは、我が国の化粧品産業全体の国際競争力の向上に資する研究開発課題として、①化粧品の革新的な安全性評価技術の開発、②画期的で「ユニーク」な化粧品原料または素材の創出に資する技術開発、③国際対応力の強化に資する情報集約型プラットフォームの開発、の 3 テーマについて懸賞金型コンテストを実施します。①および②は主と

して R&D 領域、③は業界横断的領域として位置付け、それぞれの特徴を踏まえて実施します。

テーマ1：化粧品の革新的な安全性評価技術開発	
課題内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EU がリードする動物実験の禁止や環境規制等を背景に、競争力の源泉である化粧品原料の開発には新たな評価手法の確立・利用が重要となっています。現在、OECD ガイドラインに登録される試験方法は増加していますが、一方で植物由来成分・混合物・油性化合物等の化粧品原料に関する安全性評価や、全身毒性に係る評価手法については、従来の評価手法を発展させるだけでは対応が困難な状況です。そのため、化粧品企業各社はこれらの安全性評価技術の開発及び実装において大きな課題を抱えているのが現状です。</li> </ul>
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化粧品原料や製品に関する革新的な安全性評価手法を広く募集します。本公募では、開発された手法が将来的に PMDA への連携や OECD ガイドラインへの採択に繋がることを視野に入れた提案を期待します。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 植物由来成分・混合物・油性化合物等、化合物の物性や組成に応じて、適切な試験方法を選択できるようにサポートする手法構築</li> <li>• 統合的アプローチ等を活用した全身毒性評価系の提案</li> <li>• 試験結果の解釈及び判定に関する科学的根拠の提示</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一次審査では、化粧品開発における重要性を重視し、提出資料に基づく書面審査を行います。</li> <li>■ 最終審査では、提案された成果物が将来的に標準的な評価方法として受け入れられる可能性等について、書面・プレゼンテーションにて審査します。</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ICCR (化粧品規制協力国際会議) の 2025 年-ICCR 化粧品成分の安全性評価統合戦略-NGRA ベストプラクティス <a href="#">ICCR_安全評価のための統合戦略</a></li> <li>■ OECD テストガイドライン Section4 <a href="#">OECD 化学物質検査ガイドライン第4節  OECD</a></li> <li>■ 医薬部外品申請における New Approach Methodologies (NAMs) 利用の方針について <a href="#">000277384.pdf</a></li> </ul>

テーマ2：画期的で「ユニーク」な化粧品原料、または素材開発技術	
課題内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本がリードする、画期的で「ユニーク」な化粧品原料、または素材開発技術を広く募集します。ここで示す「ユニーク」とは、画期的な化粧品原料そのものに加え、これまで素材開発に活用されてこなかった技術の応用、先進的な発見の活用や独自性の高い取り組みを指します。また、国際競争力を強化するためには、技術そのものだけでなく、その価値を製品の魅力として消費者および化粧品及び関連企業に分かりやすく伝えることが重要です。そのために本テーマでは、原料や技術の内容に加え、社会的・環境的意義やストーリー性を併せて提示する提案を募集します。</li> </ul>
前提条件	<p>下記条件の両方を満たす提案を募集します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化粧品原料、素材開発に活用されてこなかった技術の応用・先進的な発見の活用等について提示していただきます。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• AI/デジタル</li> <li>• バイオ</li> <li>• ロボティクス</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会・環境的な意義やストーリー性を提示していただきます。</li> </ul> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 未利用資源、エシカル</li> <li>• 研究の効率化</li> <li>• 環境安全性向上</li> </ul>
審査基準	<p>化粧品原料、または素材開発技術について、その革新性及び新規性を審査します。あわせて、独創性や社会的意義といった付加価値についても評価の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一次審査では、提出された提案書に基づき、主として革新性および新規性の観点で書面審査を行います。</li> <li>■ 最終審査では、得られた成果物に基づき、上述の独創性及び付加価値について、書面およびプレゼンテーションによる審査を行います。</li> </ul>

テーマ3：化粧品産業のグローバル対応力強化を実現する情報集約プラットフォーム開発	
課題内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現在の化粧品業界は、各国における積極的な海外展開を背景に、日本国内およびグローバル市場の双方において競争環境が激化しています。その結果、日本の化粧品産業においてはグローバル競争力の強化がこれまで以上に重要な課題となっています。競争力を高めるための課題の一つとして、各国で求められる法規制などの情報を迅速かつ的確に収集し、対応</li> </ul>

	<p>することが不可欠です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現状ではこうした規制情報等収集・対応は、専門的な知見を有する人材の配置を前提として、各社が個別に対応しています。しかし、化粧品業界は中小規模の企業が多数を占めており、専門人材の確保や専任配置が困難なケースも少なくありません。そのため、成分や原料に関する概括的な規制情報を確認する場合であっても多大な時間と労力を要しており、結果として海外向けの製品開発や市場展開の障壁の一因になっていると考えられます。</li> <li>■ このような課題を踏まえ、化粧品産業全体で活用可能かつ有用な情報集約プラットフォームを新たに構築し、多くの企業がこれを共有・活用することにより、業界協調領域における個社負担の軽減と迅速な対応が可能となり、ひいては産業全体の競争力強化に繋がると考えられます。</li> </ul>
前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化粧品企業が抱える業務のうち、とりわけグローバル対応において特に大きな障壁となっている課題であり、かつ業界全体に大きな経済的効果が期待できる「情報集約プラットフォーム」を広く募集します。</li> <li>■ 各国の規制情報、原料情報の収集といった基本的な機能に留まらず、最新の AI 等の情報技術を用いて効率的に情報のインプット、アウトプットを行う機能を持たせる等の、グローバル対応力を更に高めることが可能となる独創的な機能を備えた提案に期待します。</li> </ul>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一次審査では、応募者が提出した提案書に基づき応募要項の適合性、課題理解、業界適合性、新規性・独創性、実現性・継続性などの観点から書面審査を行い、最終審査に進むコンテスト参加者を選定します。</li> <li>■ 最終審査では、コンテスト参加者に提案書及びデモ機を提示していただき、デモ機における新規性・独創性や情報秘匿性・機密性などの機能実装状況を評価します。あわせて製品化を見据えた収益構造の持続可能性、事業拡大の可能性、実用化に向けたスケジュールや実施体制など、事業戦略全体について審査を行います。</li> </ul>

いずれのテーマについても、提出された提案書に基づき一次審査を実施します。一次審査の募集期間は必要に応じてヒアリング等を行い、共同研究先企業の紹介を希望する応募者については、応募期間内に共同提案が可能となるよう事務局が支援を行います。また、一次審査の結果、実現可能性が高いと判断された応募者（一次審査通過者）については、業界の要求を満たす成果物の完成に向け、最終審査（コンテスト）までの期間、助言等による伴走支援を行います。具体的には、以下の観点から支援を実施します。

テーマ1：提案された安全性評価技術が将来的に標準的な評価手法として受け入れられるよう支援

テーマ2：化粧品メーカー等の視点を踏まえ、成果物が製品として魅力を有することについての説得力を高める支援

テーマ3：業界団体等との連携・協調を促進し、成果物が持続可能なビジネスモデルとなるよう設計するとともに、その後の事業展開見据えた構想策定に向けた支援

審査基準（審査項目・審査内容）は別紙（「応募概要」）をご参照ください。

## （2）懸賞金の交付決定及び分配の方法

### ①懸賞金の交付決定方法

- ・民法に基づき、以下の審査を経て決定した受賞者に懸賞金を支払います。
- ・一次審査通過者による成果をコンテスト形式で審査し、各課題テーマで最終審査の賞金付与対象者（詳細は（3）懸賞金の額をご確認ください）に対して懸賞金を交付します。受賞者の代表者に対しては、最終審査の結果（順位、懸賞金額、目標の達成度等）を通知し、NEDOのホームページにおいて受賞者の名称、順位、目標の達成度等を公表します（代表者が法人であれば法人名、個人であれば個人名）。公表にあたってのニックネームは不可とします。受賞者以外の応募者に対しては、受賞者とならなかった旨を通知します。

②審査基準・審査については、（1）課題内容の各テーマに記載の基準で評価を実施し、順位を付けます。

- ・最終審査では応募期間中に最終成果物を提出いただき、最終審査を実施します。
- ・提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものではないこと。「国の競争的研究費のみ」で創出された成果そのものの提出は受け付けません。
- ・同位受賞者が複数存在した場合は該当順位の懸賞金額と、該当順位から受賞者数分の下位の懸賞金額を合計し、受賞者数で割った額をその順位の新しい懸賞金額とする。なお、金額が受賞者数で割り切れない場合は、1,000円以下の額をいずれかの受賞者に配布することとし、抽選により額を決定する。（例：1位に2者が特定された場合、1位の懸賞金額と2位の懸賞金額を合計し、これを2で割った額が新しい懸賞金額となる）

なお、審査の討議あるいは審査後の審議結果によっては、受賞対象から外させていただく場合がございます。

- ・成果提出締切日までに成果の提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する受賞者がいなかった場合等には、「受賞者該当なし」となる場合がございます。

### ③懸賞金の交付決定に当たる審査委員

NEDOが交付する懸賞金のコンテストの審査は、当該課題領域の有識者等で構成する

懸賞金交付等審査委員会を設置して実施します。なお、審査委員のうち、各応募者と利害関係（※）を有する者は、その応募者についての審査から外れることとします。加えて、協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係（※）にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れることとします。

【審査委員一覧】

氏名	所属・部署	役職
林 英雄 (委員長)	日刊工業新聞社	執行役員
原田 房枝	日本化粧品工業会 サステナビリティ部	部長
岩城 はるひ	日本化粧品工業会 科学部	部長
吉田 克典	日本化粧品技術者会	会長
瀧野 嘉延	日本化粧品技術者会	委員
長谷川 隆	国際商業出版株式会社	執行役員

なお、今後、審査委員が追加・変更となる可能性がございます。

(※) 利害関係者の範囲について

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

(3) 懸賞金の額

懸賞金の額は、テーマごとに次のとおりとします。上位2位までに選定されなかった場合も含め、上位入賞候補者を対象に、審査得点としての入賞は満たないものの、独創性などのアイデアが極めて優れているものについては、審査委員特別賞を授与することがあります。

テーマ1：化粧品の革新的な安全性評価技術開発

1位：9,000万円

テーマ2：画期的で「ユニーク」な化粧品原料、または素材開発技術

1位：1,500万円、2位：1,000万円、(特別賞総額)1,500万円

テーマ3：化粧品産業のグローバル対応力強化を実現する情報集約プラットフォーム開発

1位：1億2,000万円

○同位受賞対象者が複数名存在した場合は、上位順位者に質問を求めそれに関する回答書も踏まえて順位を評価します。なお、審査の結果、受賞対象外とすることがあります。

#### (4) 懸賞金の支払方法

- ・受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって受賞者にNEDOが一括で支払います。
- ・グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一人(代表者自身でもかまわない)を指定し(海外口座の指定は不可)、NEDOは同者に同グループへの懸賞金全額を振り込みます。
- ・請求書の発行については、別途受賞者(応募の代表者)へ事務局から案内します。
- ・受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応します。

#### (5) 応募の期間

- ・応募開始日：2026年5月11日(応募期間中は常にエントリー可能とします)
- ・応募締切日：2027年1月15日



#### (6) 応募者の資格

- ① 業界横断領域に申し込む場合、親会社及びグループ会社が下記条件を満たすこと
  - 一 登記上、化粧品製造業および化粧品製造販売業に分類されない
  - 二 化粧品原料または素材の開発および販売を行う企業に該当しない

※R&D・業界横断の両領域において現時点では業界団体からの応募は想定しておりませんが、化粧品・理美容含む美容関連団体で応募意向がある方は個別にご相談ください。

- ②本事業では、法人・個人・グループを問わず応募することが可能であり、大企業やスタートアップ、上場/非上場の別は問いません。ただし、日本国に籍を有する個人、グループ、応募者及び親会社も含め日本国の法人格を有する民間企業、大学・公的研究機関等であるこ

とします。(※応募は国内企業のみを対象としています。協業先として外資企業が参加することは可能です)

③事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。

④ NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第5条(応募者の暴力団排除に関する誓約)の事項(以下に記す)のいずれにも該当しないこと。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑤ 企画運営事業者(合同会社デロイトトーマツ)と利害関係(利害関係の範囲は上記(2)(※)参照)にないこと。

⑥ 応募(成果提出)締切日までに成果を提出すること。

⑦ 提出する成果は「国の競争的研究費(内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの)のみで作製されたものではないこと。

⑧ 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者はNEDO HP内に掲載されている者とする。

#### (7) 交付決定の取消事由

応募者が次のいずれかに該当するときは、NEDOは受賞の決定を取り消すことができます。これらの他に取消事由として記載すべき事項の有無、ある場合はその具体内容を検討します。

尚、取消を実施した際には、速やかに交付先に通知するものとします。

受賞の取り消しが発生したとしても、公表されたその他の順位や懸賞金に変更はありません。

- ・受賞者が、法令等に違反したとき
- ・受賞者が、懸賞金の交付等に関して不正をしたとき
- ・受賞者が、(6)④の規程の制約違反をしたとき
- ・受賞者が申請した応募内容に虚偽があったとき

・応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）

受賞の決定を取り消した場合において、既に受賞者に懸賞金が支払われているときは、受賞者に対して、懸賞金の返還を請求します。

#### （８）応募様式、応募方法、応募受理その他応募に必要な事項

①専用ウェブサイトから必要な書類をダウンロードし、必ず受付期間内に指定のメールアドレスへ応募書類全てを添付した上で送信を行ってください。

【提出書類】[様式 1]応募申請書、[様式 2]利害関係の確認書、[様式 3]提案書、[様式 4]企業概要書(テーマ 3 のみ)、アンケート

応募書類は専用ウェブサイト内よりダウンロードしてください。

<https://beauty-visionary-awards.nedo.go.jp>

②応募書類は専用ウェブサイトの申請方法を参考に指定のメールアドレスへの送信により提出してください。締め切りを過ぎての提出や応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。

#### 【申請方法】

専用ウェブサイトに記載の方法を元にメール送信にて提出してください。

問い合わせ先 beauty-awards@tohmatu.co.jp

問い合わせ方法 メール送付

#### （９）募集に係る説明会の開催方法

応募説明会をオンラインで実施します。当日参加できない方は後日アーカイブをご視聴ください。

・開催日時：2026年5月27日 12:00-14:00

・視聴方法：以下の専用ウェブサイトにてオンライン説明会について公開いたします。

◆NEDO Challenge～Beauty Visionary Awards, 化粧品業界の未来を切り拓く研究開発を表彰！～

<https://beauty-visionary-awards.nedo.go.jp>

#### （１０）その他必要な事項

・最終審査に応募者を招集する可能性がある場合には、最終審査参加に関しては詳細が決定次第連絡します。

・最終審査終了後を含む委託事業者によるアンケート（懸賞広告への応募に係る内容等）及びNEDOが実施するアンケート（最終審査後の共同研究等実施状況確認等）に協力をお願いします。

・提出された成果に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属する。提出する成果

は、第三者の著作権その他知的財産権を侵害していないものに限る。万一、応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがあると事務局が判断した場合（応募後に侵害となった場合を含む）、受賞発表後でも受賞を取り消すことがあります。

・本懸賞広告への応募に係る提出書類に記載された情報は、事務局が広報 PR のために、雑誌、書籍、ウェブサイト、メールマガジン等の各媒体で発表又は利用する場合があることにつきご了承ください。これに伴い、応募者が記載した情報の一部を要約・翻訳等の変更を行うことがあります。

・提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。

- ・成果の審査・選考・事業管理
- ・最終審査の事務連絡、資料送付等
- ・申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成

・提出書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となる。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について NEDO との調整を経て決定することとします。

・EBPM に関する取組への協力について

EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

情報提供にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

・受賞者には、NEDO 懸賞金活用型プログラムの広報 PR 等にご協力いただく場合があります。

・本懸賞広告内容に変更がある場合は、同一の方法により広告を行います。

・研究開発期間中、取材協力をお願いさせていただく場合があります。

・応募候補者の意向に沿いながら、研究開発時の様子や表彰式を映像等として記録させてい

ただき、NEDO 懸賞金活用型プログラムの広報 PR として、一般に公開させていただく場合があります。

- ・コンテスト後、応募者紹介として各媒体に掲載される場合があります。
- ・応募者は、本懸賞広告の記載内容の全てを承諾したものとみなします。
- ・応募者は、偽造や捏造、データ盗用をしてはなりません。ヒトにおける臨床研究・動物に関する実験についてはヘルシンキ宣言、その改訂版、および応募者の所属機関が承認した指針に明記された原則に従ったことを証明する必要があります。

#### (11) 主催者及び事務局情報

主催者：

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

事務局 (問い合わせ先)：

NEDO Challenge, Beauty Visionary Awards 事務局 (合同会社デロイトトーマツ)

連絡先：beauty-awards@tohmatu.co.jp

以上